

ただ今上程されております意見書案第 号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書案の採択を求め賛成討論とします。

昨年12月6日、国会を取り巻く「秘密保護法案廃案」の声と、国会内での「採決強行反対」の声を踏みにじって、自民・公明の与党の手で強行成立させられた秘密保護法は、憲法が保障する国民の「知る権利」を踏みにじり、基本的人権をじゅうりんする憲法の根本原則に反する法律です。「国家安全保障会議・日本版NSC」設置法と一体になった、日本が海外でアメリカといっしょに「戦争する国」になるための法律で、憲法の平和原則をも踏みにじるものです。

もともと憲法違反の法律は、制定し、存続すること自体が許されません。憲法98条に、憲法は「国の最高法規」であり、「その条規に反する」法律は「その効力を有しない」とあるとおりです。秘密保護法は、「行政機関の長」が「安全保障に支障がある」外交、防衛などの情報を勝手に「特定秘密」と指定し、それを漏らした公務員やそれを知らうとした国民を厳罰に処するというものです。国民の「知る権利」を侵害し、憲法を踏みにじる法律であるのは明らかです。

12月議会での意見書の秘密保護法の賛成討論で、第三者機関があるから心配ないとの意見がありました。秘密保護法では、政府の行う特定秘密指定を“チェック”する第三者機関として、行政府内に保全監視委員会、独立公文書管理監、情報保全監察室を設置するとしています。2月21日の衆院内閣委員会での日本共産党の赤嶺政賢議員の質問で、秘密保護法について、安倍晋三首相が重要な情報の秘密指定を行い、その秘密指定の監視・検証も首相の指揮下で行われることが明らかになりました。

赤嶺氏の質問に対し、森雅子内閣府特命担当相は、三つの機関の指揮監督権限はすべて「内閣総理大臣にある」と答弁。特定秘密の中で最も数が多いとされる「情報収集衛星の画像」や、国家安全保障会議にかかる情報も「内閣総理大臣が秘密指定をする」と答えました。このことは「首相が自分で秘密を決めて、それが適切か自分でチェックすることになる」ことになり第三者機関といえるものではありません。

また、政府が「特定秘密」を指定する「基準」などを検討するとして設置した「諮問会議」は、「基準」を決めるだけで個別に指定の是非を検討するわけでもなく、何の歯止めにもなりません。

秘密保護法の制定に反対する世論と運動は、労働者、法曹関係者、作家、ジャーナリスト、文化・芸術関係者などに急速に広がり、国民の平和と民主主義を守るエネルギーの強さを示しました。そして、秘密保護法の強行成立後もその撤廃を求める運動は広がり続けています。

秘密保護法の撤廃を国に求める意見書が各地の議会で可決されています。昨年12月6日の成立後、同法の廃止・撤廃・凍結を求める地方議会の意見書は、1月8日現在で、参院が受理した秘密保護法の廃止・撤廃・凍結を求める意見書は、北海道、長野県、沖縄県などの地方議会で42件。衆院は44件が受理予定です。抜本的見直しや反対を表明したものなどを含めると、参院では80件を受理、衆院では91件が受理予定です。

このように特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪する違憲立法であり、撤廃すべきものであると考えます。

よって、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書案の採択を求め、議員各位の賛同をおねがいで賛成討論とします。